

平成20年度 河川局関係予算決定概要

平成19年12月24日
国土交通省河川局

目 次

I. 予算の概要.....	1
II. 新規事業の創設及び拡充等の概要.....	3
III. 新規箇所数等内訳.....	9
IV. 事業評価等公共事業の効率的な執行の取り組み.....	1 2
(参考1) 新規制度・新規箇所の概要	1 4
(参考2) 新規事業採択時評価結果の概要.....	2 7

I. 予算の概要

◎地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等を踏まえ、国民の安全・安心の確保の観点から、限られた予算の中で最大限に効果を発揮すべく、災害リスクの増大に対応した水害・土砂災害対策を重点的に推進

1,915億円【1.16】

- 被害を予防・最小化する施設整備を推進
 - ・海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設
- 流域一体となった減災対策を推進
 - ・改良復旧事業の拡充（氾濫流対策の整備）
 - ・流域貯留浸透事業の拡充（総合流域防災事業の拡充）

◎甚大な被害が発生した地域において災害復旧・再度災害防止を徹底するとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の整備により大規模災害発生時の初動対応を強化

- ・直轄河川災害復旧事業の拡充

◎施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を推進するとともに、施設の機能を徹底的に維持・確保

- ・ダムの高寿命化容量の確保
- ・砂防管理費の創設

◎歴史、風土等に根ざした美しい国土づくりを推進

- ・海岸環境整備事業の拡充（地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みへの支援）
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

◎木曾川水系連絡導水路事業の建設事業着手、最上小国川ダムの建設事業着手、宮崎海岸の直轄海岸保全施設整備事業の新規採択、PFI方式による利根川・佐原広域交流拠点の整備

◎平成20年度河川局関係予算決定総括表(国費)

(単位:百万円)

区 分	前年度予算額	決 定 額	倍 率
国 土 基 盤 河 川	483,932	470,681	0.97
地 域 河 川	189,721	176,703	0.93
砂 防	140,465	135,847	0.97
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	21,025	20,207	0.96
総 合 流 域 防 災	62,519	56,987	0.91
海 岸	24,220	23,410	0.97
独立行政法人土木研究所	1,378	—	—
計	923,260	883,835	0.96
災害復旧関係事業	50,602	50,602	1.00
災 害 復 旧	35,037	39,189	1.12
災 害 関 連	15,565	11,413	0.73
合 計	973,862	934,437	0.96

(注) 1. 前年度剰余金等として 14,928百万円(前年度 17,476百万円)を含む。

2. 各事業には、道路関係社会資本として 26,000百万円(前年度 28,265百万円)、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業として 9,200百万円(前年度 9,200百万円)、下水道関連特定治水施設整備事業として 11,500百万円(前年度 12,500百万円)を含む。

Ⅱ. 新規事業の創設及び拡充等の概要

1. 新規事業の創設及び拡充等

① 治水事業

○ダム の 長 寿 命 化 容 量 の 確 保

ダムが半永久的に機能するためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要であるため、複数のダムがある水系においてライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、長寿命化容量を確保する。

○砂防管理費の創設

火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出等により、適正に機能を確保することが困難な砂防設備の管理で、経費及び技術上の見地等から都道府県が管理することが困難であるものについて、国直轄により砂防設備の管理を行うため砂防管理費を創設する。

○流域貯留浸透事業の拡充（総合流域防災事業の拡充）

一定規模以上の学校、公園等の適地の減少により、貯留浸透施設の整備水準が低い都市部において、貯留容量の採択要件を緩和し、貯留浸透施設の整備を推進する。

② 海岸事業

○海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」を創設する。

○海岸環境整備事業の拡充（地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みへの支援）

広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う海岸利用活性化計画の策定とこの計画に基づき海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備ができるよう「海岸環境整備事業」を拡充する。

③災害復旧関係事業

○直轄河川災害復旧事業の拡充

直轄管理河川の災害復旧事業において、次期出水で甚大な被害につながるおそれがある深掘れや土砂堆積箇所について、天然河床も施設とみなし対策を実施できるよう「直轄河川災害復旧事業」を拡充する。

○改良復旧事業の拡充（氾濫流対策の整備）

越水による甚大な被害が発生した場合などにおいては、氾濫流対策（輪中堤・水防拠点）を取り込んだ改良復旧事業（災害助成・災害関連）を実施できるよう事業制度を拡充する。

○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等进行处理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充する。

④新規箇所等

○木曾川水系連絡導水路事業の建設事業着手

木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムの渇水対策容量に確保した水を木曾川及び長良川に導水することにより、河川環境を改善すると共に、徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を導水し、木曾川で取水できるようにする。

○最上小国川ダムの建設事業着手

最上小国川流域の洪水被害を軽減するため、洪水調節専用（流水型）ダムを建設し、治水安全度の向上を図る。

○宮崎海岸の直轄海岸保全施設整備事業の新規採択

近年著しい侵食に見舞われ、地域経済への影響が甚大となるおそれがあることから早急な対策が求められている宮崎海岸について、直轄海岸保全施設整備事業により、保全対策を実施する。

○利根川・佐原広域交流拠点のPFI方式による整備等

佐原広域交流拠点について、PFI手法（国庫債務負担行為）を活用することにより、効率的かつ効果的に整備・維持・運営を行う。

2. 行政部費

○水利使用者のコンプライアンス強化を通じた河川管理手法の検討経費

一級河川における電力会社の発電に係る水利使用をめぐり、これまでに許可取水量を超過した取水、工作物の改築等に係る河川法の許可手続きの遺漏など多数の不適切事案が判明したことから、水利使用許可の審査基準となっている水利使用者の能力及び使用者の実行の确实性の確保について、企業コンプライアンス等の新たな視点を加味した電力会社の構築する水利使用マネジメントとそれに対する河川管理者の評価のあり方を検討し、河川管理者が行う指導・助言に活用する。

○河川におけるエコロジカルネットワーク形成経費

分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することにより、劣化された生態系の回復及び生物多様性の保全を図ることを目的に、河川と水路・水田等との横断方向での生息環境の連続性を確保することによる生物生息環境の評価手法や生息環境の連続性確保技術について検討し、河川における生息環境の連続性確保に関する指針を作成する。

○生物間相互作用（生態系サイクル）を活用した水質改善に関する検討経費

生態系の食物連鎖の関係・機能など生物間相互作用の活用による水質改善について、小規模な水域での先進的な事例を参考にしながら、湖沼への適用方策を検討する。また、生態系モデルによるシミュレーションを行い、水質改善効果を検証する。これらの結果をもとに、生物間相互作用活用に係る水質改善の手引きをとりまとめ、湖沼の生物間相互作用を活用しコントロールすることによる湖沼の水質改善対策を推進する。

○総合的な土砂管理を効果的かつ効率的に推進するための手引き作成についての検討経費

土砂移動が原因となり問題が発生している流砂系において、土砂の流れの健全化に向けた総合的な土砂管理が円滑に進むように、流砂系全体としての視点から問題把握の仕方及び改善策の効果を定量的に評価する方法並びに効率的な調査の仕方のポイントをまとめた手引きを作成する。

○水害・土砂災害時の避難誘導支援検討経費

高齢化や地域コミュニティ機能の低下等を背景とする地域の防災力低下が指摘されている中、特に、最近の水害、土砂災害では、高齢者等の災害時要援護者の被災が目立っており、社会状況の変化に対応した避難体制の確立が急務である。よって、人命等の被害を最小限に食い止めるため、高精度な予測情報とユビキタス技術の応用による迅速かつ的確な避難誘導の実用化に向けた技術面・運用面の検討を行う。

○地球温暖化による気候変動の影響に適応した国土保全方策検討経費

平成19年において、IPCC 第4次報告の各作業部会の報告が逐次なされているが、地球温暖化が人間活動によるものであることが明示され、海面上昇、渇水や洪水リスクの全地球的な増大がより確かなものとして予測されている。我が国においても気候変動による災害リスク増大の脅威から安全・安心を確保することは喫緊の課題となっている。こうした課題の解決のため、海面上昇、渇水、洪水、高潮等の気候変動による影響について把握し、施設整備や計画の前提となる外力がどの程度変化し、その変化により、河川・海岸における直接的な被害や社会経済活動への影響など間接的な被害がどの程度及ぶのか評価する。さらにこれらのリスク回避のための適応策について、災害リスクの増大に対する短期・長期的な適応戦略の提案を行い、もって将来の災害に強いしなやかな国土の形成に資する。

○洪水調節効果向上ダム操作手法検討経費

現行のダム操作規則は昭和40年代にそのひな形が出来たものであり、昨今頻発する急激な出水時の洪水調節や、きめ細やかなダム操作に対する要請に対して適応できない状況が生じている。新たな操作方式の適用についての検討、試行を行い新しい標準操作規則を策定することにより、安全且つきめ細やかなダム操作方法を普及させ、既存社会ストックの更なる有効活用を図る。

○ダムアセットマネジメント（ダムの長寿命化施策）検討経費

ダムを半永久的な機能を持つ施設としてとらえ、新たな評価手法を確立しつつ、ダムの長寿命化施策を推進する。将来、ダムの集中的な堆砂対策への投資が危惧されている中、ダムの長寿命化を踏まえた施策の展開、すなわち貯水池の適切な土砂管理及びゲート等の維持管理をすることにより、既設ダムが半永久的にその機能を果たし得るものとなり、ダムとしての資産が有効に活用（アセットマネジメント）されるものとなる。また、新しい効率的なダムの維持管理の考え方として、「予防保全」と「事後修繕」の概念を取り入れた、効率的なダムの維持管理方策について検討する。

○水害に対する地域防災力の調査・検討経費

現在、地域コミュニティの衰退、水防団員の減少、高齢化、サラリーマン化等により地域防災力が低下している。そこで、自助・共助・公助の取り組みによる地域防災力の再構築及び減災体制の確立を図る必要がある。地域防災力の向上を図るためには、①水害に対する地域防災力の定量的評価、②地域防災力向上のために各地域に足りない要素の明確化、③その要素を補うための戦略プランの検討等を実施する必要がある。そのため、水害に対する地域の取り組みや水防活動の実態調査、多様な担い手が参画した懇談会における関係者の意識調査等を実施する。

○砂防関連施設の適切な管理計画についての検討経費

砂防関連施設のストックは年々増加しており、その機能をできる限り長期間発揮させるには、施設の損傷・機能の低下に対し迅速で適切な対応が行われる必要がある。また、今後新規に計画される砂防関連施設に対しても、維持管理にかかるコストについてあらかじめ検討の上、施設の管理計画も事前に策定しておく必要がある。本施策の目的は、砂防関連施設の管理計画の策定手法について検討し、砂防計画に関する技術指針及び施策立案に反映させることである。

Ⅲ. 新規箇所数等内訳

区 分	要求	内示	備 考
【 河 川 】			
(直 轄)			
1. 特定構造物改築 (内 地)	1	1	
2. 土地利用一体型水防災 (内 地)	1	1	
(補 助)			
1. 河 川 改 修			
広域河川改修	2	2	
基幹河川改修	2	2	
基幹河川改修 (内 地)	1	1	
鉄道橋・道路橋緊急対策 (内 地)	1	1	
土地利用一体型水防災	2	2	
土地利用一体型水防災 (内 地)	2	2	
2. 都市河川改修			
都市基盤河川改修	1	1	
【 都市水環境 】			
(直 轄)			
1. 総合水系環境整備 (内 地)	1	1	

区 分	要求	内示	備 考
【ダ ム】			
(直 轄)			
1. 河川総合開発事業 建設事業移行 (内 地)	1	1	木曾川・木曾川水系連絡導水路事業
2. 堰 堤 維 持 堰 堤 維 持 (内 地)	1	1	
3. 水資源開発事業交付金 管 理 (内 地)	2	2	
(補 助)			
1. 補助治水ダム 建設事業移行 (内 地)	1	1	最上小国川・最上小国川ダム
実施計画調査 (内 地)	1	0	
2. 堰 堤 改 良 堰 堤 改 良 堰 堤 改 良 (内 地)	2 0 1 8	1 3 1 1	
(北 海 道)	1	1	
ダム施設改良事業 (内 地)	1	1	
【砂 防】			
(補 助)			
1. 特定緊急砂防 (内 地)	1 6 1 1	1 6 1 1	
(北 海 道)	1	1	
(離島・一般)	4	4	

※木曾川・木曾川水系連絡導水路事業は、独立行政法人水資源機構へH20年度中に承継予定

区 分	要求	内示	備 考
2. 砂防激甚災害対策特別緊急 砂防激甚災害対策特別緊急 (内 地)	4	4	
3. 特定緊急地すべり対策 (内 地)	1 0	1 0	
4. 地すべり激甚災害対策特別緊急 (内 地)	1	1	
【 海 岸 】			
(直 轄)			
1. 直轄海岸保全施設整備 (内 地)	1	1	
(補 助)			
1. 高 潮 対 策 (内 地)	1 1	3	
(北 海 道)	6	2	
(離 島 ・ 一 般)	2	0	
	3	1	
2. 侵 食 対 策 (内 地)	9	2	
3. 海 岸 環 境 整 備 (内 地)	2	1	
(離 島 ・ 一 般)	1	1	
	1	0	

IV. 事業評価等公共事業の効率的な執行の取り組み

1. 新規事業採択時評価

【ダム事業】（直轄事業等）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による 評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)	B / C		
		便益の内訳及び主な根拠					
木曽川水系連絡導水路事業 中部地方整備局 独立行政法人水資源機構	890	1,472	【内訳】 異常渇水時における緊急水の補給に関する便益 1,472億円 【主な根拠】 同等の貯水容量4千万m3を持つダム及び代替導水路に要する費用	876	1.7	・渇水被害が頻繁に発生している木曽川水系において、異常渇水時に徳山ダムの渇水対策容量に貯留した水を利用し、木曽川及び長良川に緊急水の補給を行い、河川環境の改善を行うことができる。 ・徳山ダムで開発した都市用水のうち愛知県及び名古屋市内に係る水量を取水口のある木曽川へ導水し、都市用水を安定的に供給することができる。	本省河川局 治水課 (課長 青山俊行)

【ダム事業】（補助事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による 評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)	B/C		
		便益の内訳及び主な根拠					
最上小国川 ダム建設事業 山形県	70	105	【内訳】 被害防止便益 105億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：5戸 年平均浸水軽減面積：9ha	65	1.6	・平成18年12月の洪水では、赤倉地点で155m3/sの流量を記録し、計8戸の床上・床下浸水が発生している等、近年においても被害が多発。 ・赤倉地区における洪水発生時には、多数の宿泊客、従業員の避難を余儀なくされ、甚大な影響を受ける。	本省河川局 治水課 (課長 青山俊行)

【海岸事業】（直轄事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による 評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)	B/C		
		便益の内訳及び主な根拠					
宮崎海岸直轄海岸 保全施設整備事業 九州地方整備局	294	2,164	【内訳】 侵食防護便益：441億円 浸水防護便益：1,723億円 【主な根拠】 侵食防護面積：106ha 浸水防護面積：424ha 浸水防護戸数：507戸	225	9.6	・宮崎海岸は約40年間で平均約40m（最大90m）の砂浜が侵食された。 ・侵食が進行した場合には、背後の一ツ葉有料道路の流失や宮崎市北端部の浸水被害の発生など、地域経済への影響は甚大となる。 ・また、白砂青松の良好な景観やアカウミガメの産卵地の喪失が懸念される。 ・このため、侵食による被害を未然に防止する必要がある。	本省河川局 海岸室 (室長 岸田弘之)

2. 再評価

再評価実施状況

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中
								うち見直 し継続			
ダム事業	直轄事業等	2			4	6	12	10			2
	補助事業				4	10	14	5		2	7
合 計		2	0	0	8	16	26	15	0	2	9

(注1) 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(注2) 直轄事業等には、公団等施行事業を含む。

[参考] 中止事業の評価結果

【ダム事業】(補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)	B/C			
			便益の内訳及び主な根拠						
男川ダム建設事業 愛知県	その他	173	197	【内訳】 被害防止便益：162億円 流水の正常な機能の維持に関する 便益：35億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：87戸 年平均浸水軽減面積：19ha	136	1.4	平成17年2月に締結された岡 崎市と旧額田町との合併協 定書の中で「男川ダムから の利水撤退」が明記された ため、治水と利水を目的と した男川ダム建設事業の見 直しが必要となった。 このため事業計画を再検討 した結果、男川ダムを中止 し、遊水地と河道改修にて 治水対策を行う内容の河川 計画に変更することとなっ た。	中止	本省河川局 治水課 (課長 青山俊行)
村松ダム建設事業 長崎県	その他	71	50	【内訳】 被害防止便益：12億円 流水の正常な機能の維持に関する 便益：38億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：6戸 年平均浸水軽減面積：0.9ha	51	1.0	水道事業者がダム事業から 撤退し、治水事業の投資額 が増大したため、費用対効 果が得られないことから中 止とする。	中止	本省河川局 治水課 (課長 青山俊行)

(参考 1)

新規制度・新規箇所概要

ダムの長寿命化容量の確保

1. 目 的

ダムが半永久的に機能するためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要である。

そこで、複数のダムがある水系において、ライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、長寿命化容量を確保する。

2. 内 容

既設ダムの水位を低下し、陸上からの堆砂除去を行うために、ダムの長寿命化容量を確保し、水系内でローテーションを組んで堆砂除去を実施する。

3. 科目等

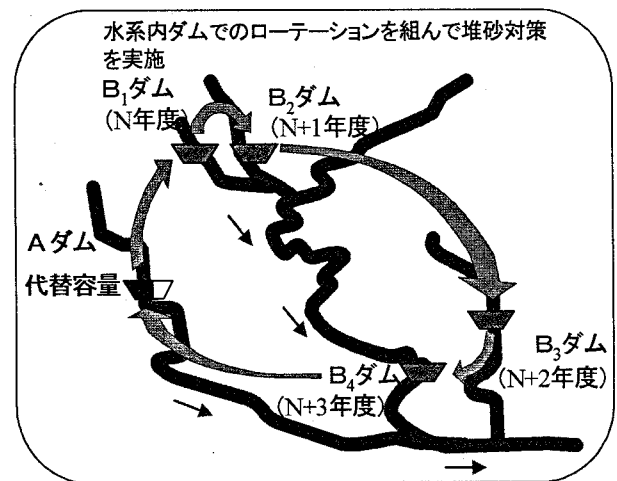
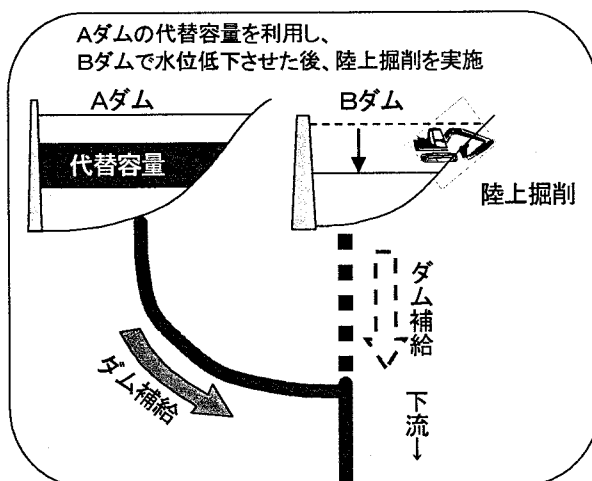
①予算科目

(項) 河川整備事業費

(目) 水資源開発事業交付金

②対象ダム

川上ダム（独立行政法人 水資源機構）



砂防管理費の創設

1. 目 的

火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出等により、適正に機能を確保することが著しく困難である砂防設備について国直轄で管理を行い、土石流等による災害から人命財産を保全する。

2. 内 容

源頭部等での砂防工事の実施が著しく困難な溪流において国土交通大臣が設置した砂防設備のうち、火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出等により、適正に機能を確保することが著しく困難な砂防設備の管理であって、他の都道府県の利益を保全するものや利害関係が一の都道府県にとどまらないもの、経費及び技術上の見地等から都道府県が管理することが困難であるものについて、国直轄により砂防えん堤の除石等、砂防設備の管理を行う。

3. 科目等

（項）砂防事業費

（目）砂防管理費

2 / 3

事業のイメージ



流域貯留浸透事業の拡充 (総合流域防災事業の拡充)

1. 目 的

都市部における流域の治水安全度を高めるため、一定規模以上の学校、公園等の適地の減少により貯留浸透施設の整備水準が低い都市部において、採択要件を拡充し、貯留浸透施設の整備を推進する。

2. 内 容

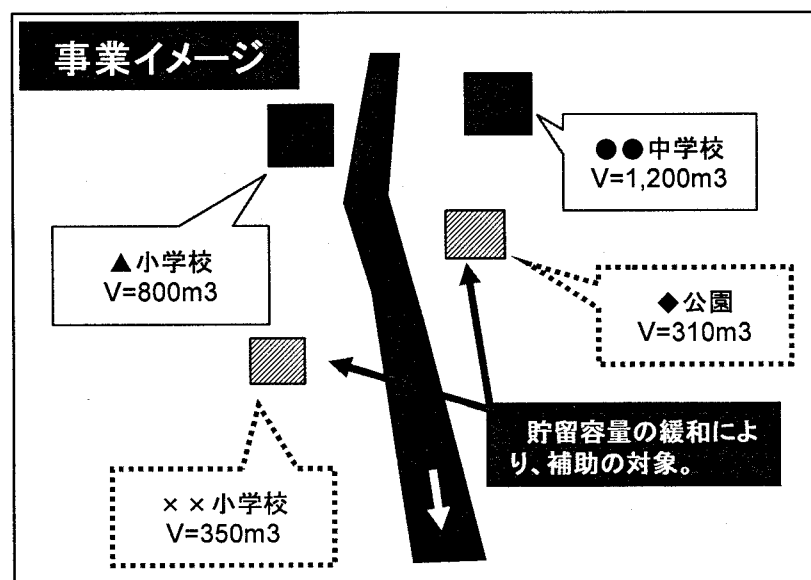
流域貯留浸透事業の採択要件は、総合治水対策特定河川流域に限り、貯留容量の下限値を300m³としていたが、次に該当するものは、貯留容量の下限値を500m³から300m³へ緩和する。

- (1) 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯における人口密度が4,000人/km²以上の府県庁所在地
- (2) 人口密度が4,000人/km²以上の政令指定都市（東京都特別区を含む）

3. 科目等

(項) 総合流域防災事業費

(目) 総合流域防災事業費補助 1 / 3



木曾川水系連絡導水路事業 (河川総合開発事業、水資源機構事業)

1. 目 的

- ・ 木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムの渇水対策容量に確保した水を利用し、揖斐川から木曾川及び長良川に導水することにより、河川環境の改善を行う。
- ・ 徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大4.0m³/s導水することにより、木曾川で取水できるようにする。

2. 内 容

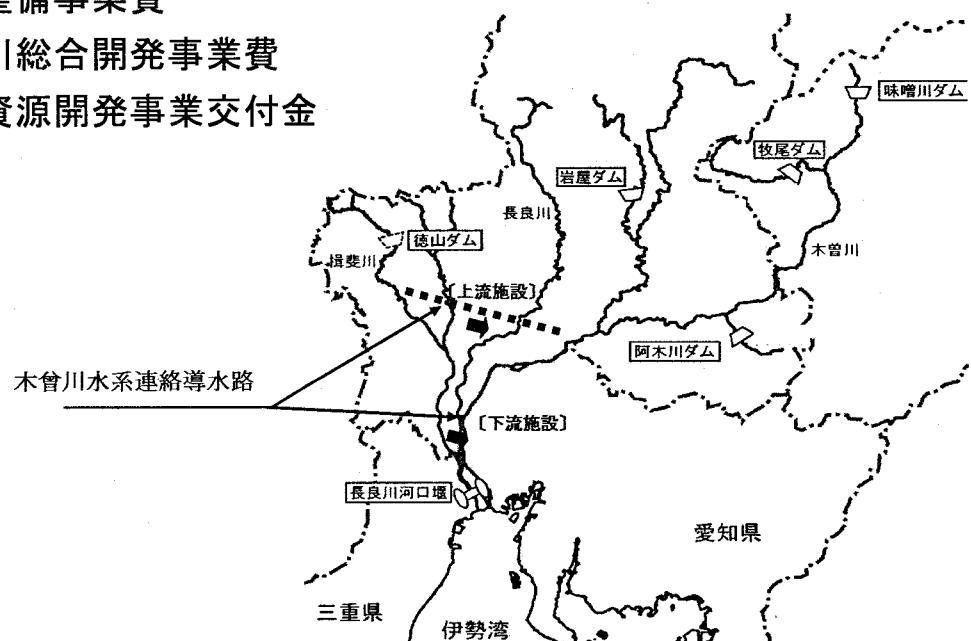
- ・ 位置：(上流施設) 呑口：岐阜県揖斐郡揖斐川町
吐口：岐阜県岐阜市、岐阜県加茂郡坂祝町
(下流施設) 呑口：岐阜県海津市
吐口：岐阜県海津市
- ・ 河川名：木曾川水系揖斐川、長良川、木曾川
- ・ 事業内容：導水路延長約4.4km
- ・ 総事業費：約890億円

3. 科目等

(項) 河川整備事業費

(目) 河川総合開発事業費

(目) 水資源開発事業交付金



最上小国川ダム建設事業 (河川総合開発事業)

1. 目的

最上小国川流域の洪水被害を軽減するため、洪水調節専用（流水型）ダムを建設し、治水安全度の向上を図る。

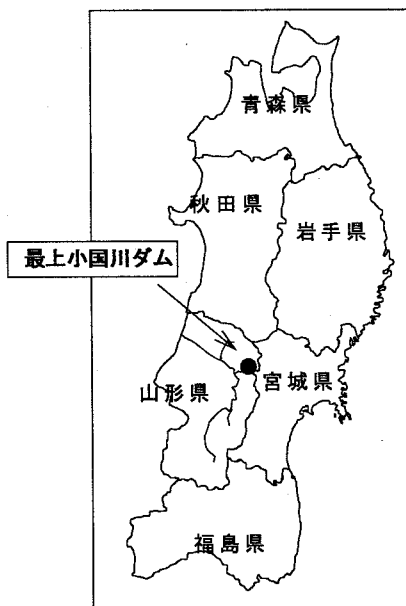
2. 内容

- ・ 位置：山形県最上郡最上町
- ・ 河川名：最上川水系最上小国川
- ・ 事業内容：
重力式コンクリートダム（洪水調節専用（流水型）ダム）を建設
- ・ 総事業費：約70億円

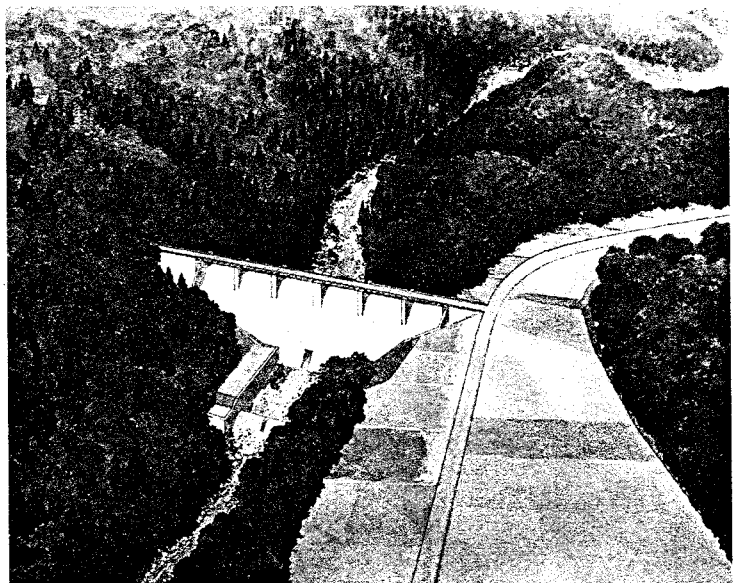
3. 科目等

(項) 河川整備事業費

(目) 治水ダム建設事業費補助



【最上小国川ダム完成予想図】



利根川・佐原広域交流拠点のPFI方式による整備等

1. 目的

佐原広域交流拠点について、PFI方式（国庫債務負担行為）を活用することにより、効率的かつ効果的に整備・維持管理・運営を行う。

2. 内容

- ・位置：千葉県香取市
- ・河川名：利根川水系利根川下流
- ・事業内容：車両倉庫、河川利用情報発信施設、観察用通路等の整備・維持管理・運営
- ・総事業費：約24億円

3. 科目等

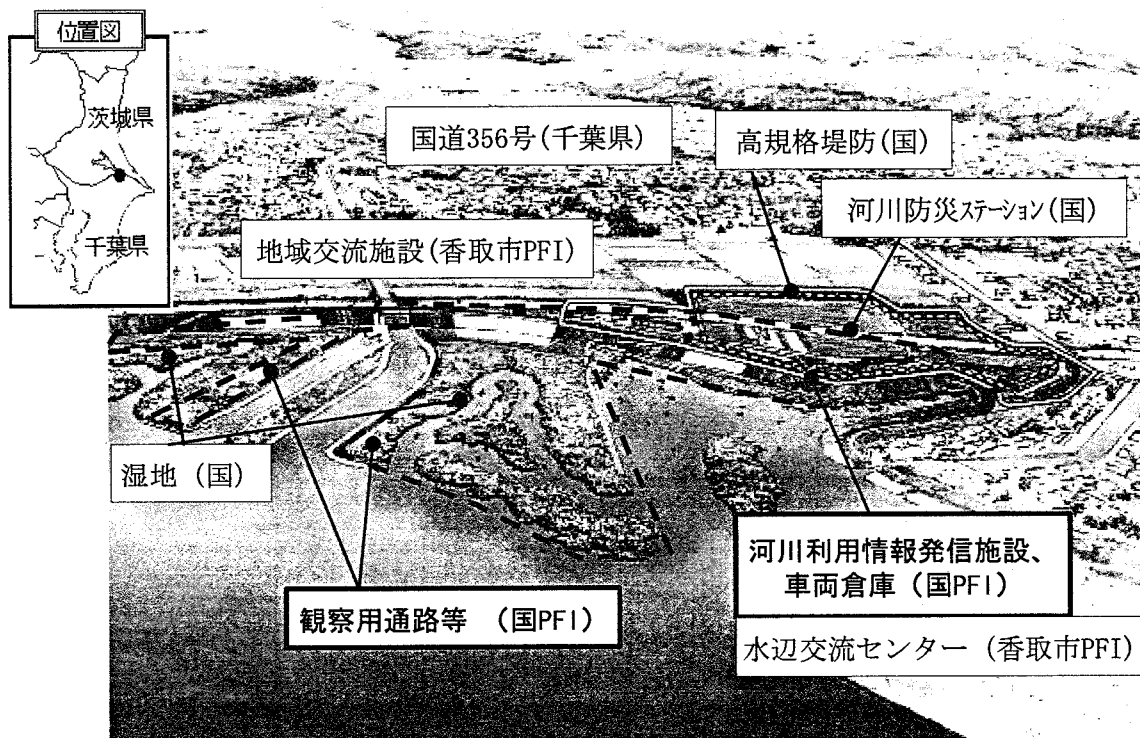
（項）河川整備事業費

（目）河川改修費

（目）河川維持修繕費

（項）都市水環境整備事業費

（目）総合水系環境整備事業費



※PFI方式（国庫債務負担行為）の対象は、上記施設の一部（車両倉庫、河川利用情報発信施設、観察用通路等）です。

海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設

1. 目的

海岸堤防等海岸保全施設は、築造後相当な年月が経過したものが多く、部材の経年変化や波力等の影響による損傷や機能低下が進行している。一方、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による壊滅的な被害などが懸念されており、その対策が喫緊の課題となっている。

このため、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し施設の機能強化を図る。

2. 内容

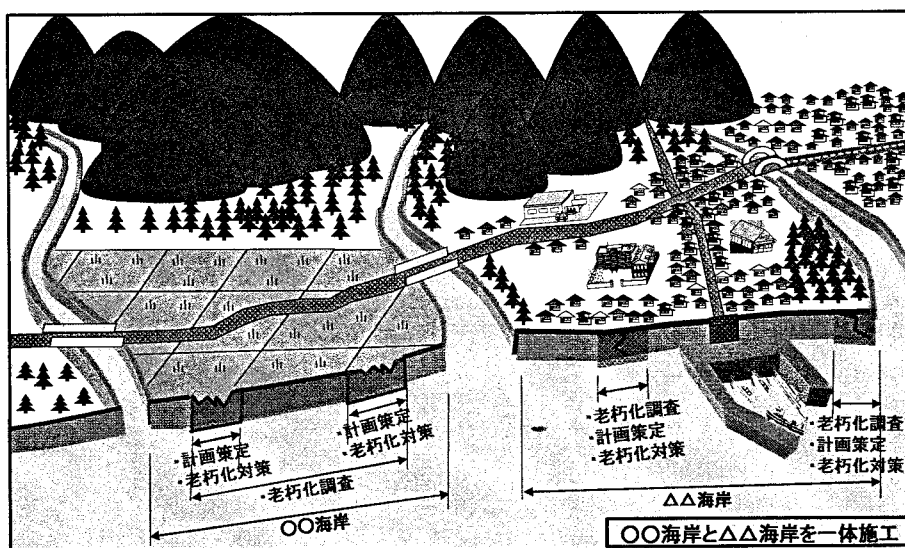
老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する事業を創設する。

3. 科目等

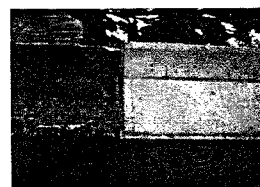
(項) 海岸事業費

(目) 海岸保全施設整備事業費補助

(目細) 老朽化対策緊急事業費補助 1 / 2 等



堤防の表法被覆工
が損傷



老朽化対策による
改良例

海岸環境整備事業の拡充

(地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みへの支援)

1. 目 的

個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことにより、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みを支援する。

2. 内 容

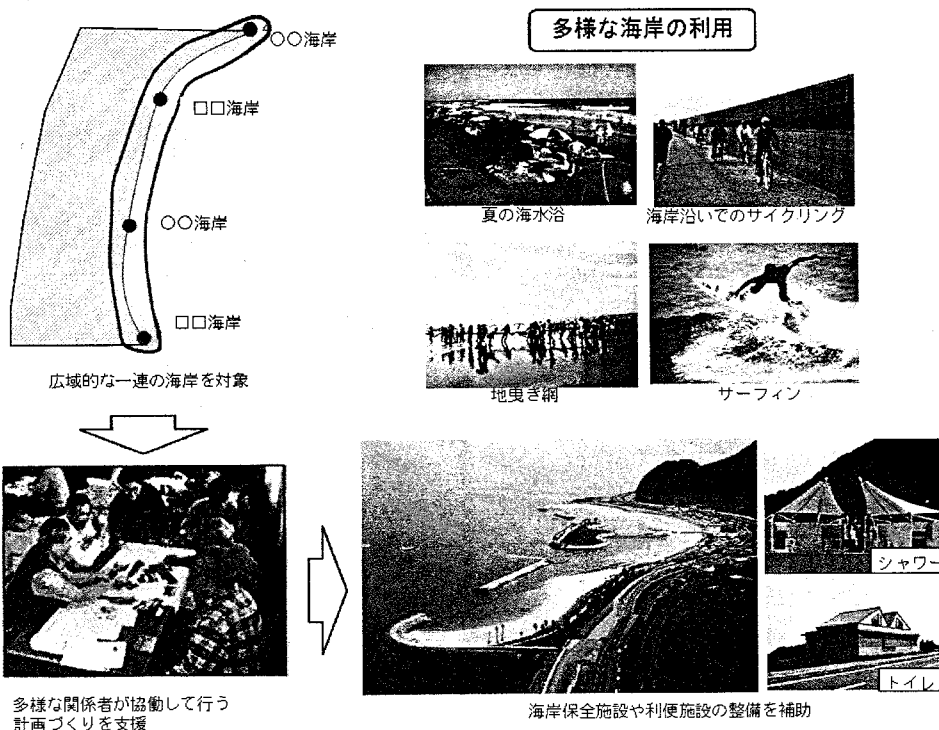
広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う海岸利用活性化計画の策定とこの計画に基づき海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備ができるよう制度を拡充する。

3. 科目等

(項) 海岸環境整備事業費

(目) 海岸環境整備事業費補助

(目細) 海岸環境整備事業費補助 1 / 3



宮崎海岸の直轄海岸保全施設整備事業の新規採択

1. 目 的

宮崎海岸（延長6.9km）は約40年間で平均約40m（最大90m）の砂浜が侵食され、一ツ葉有料道路目前まで浜崖が迫るなど、越波被害や重要幹線道路の流失など、地域経済への影響は甚大となるおそれがある。侵食に影響する沿岸漂砂が及ぶ一連の海岸線全体で効果的な対策を講じるため、直轄海岸保全施設整備事業により、関係機関と連携して、総合土砂管理の考え方のもと保全対策を実施する。

2. 内 容

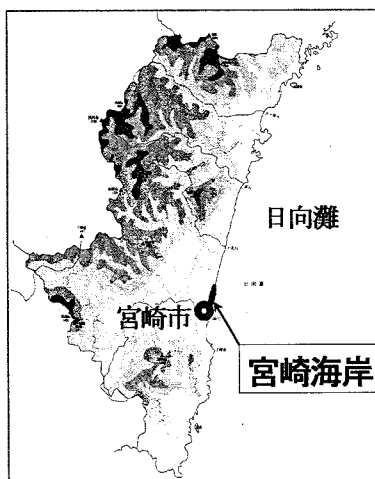
全体計画：漂砂制御施設、養浜

総事業費：約294億円

3. 科目等

（項）海岸事業費

（目）海岸保全施設整備事業費



直轄河川災害復旧事業の拡充

1. 目 的

次期出水で甚大な被害につながるおそれがある深掘れや土砂堆積箇所について、天然河床も施設とみなし災害復旧事業で対策を実施できるような制度の拡充を行い、破堤等の重大な被害を回避することを目的とする。

2. 内 容

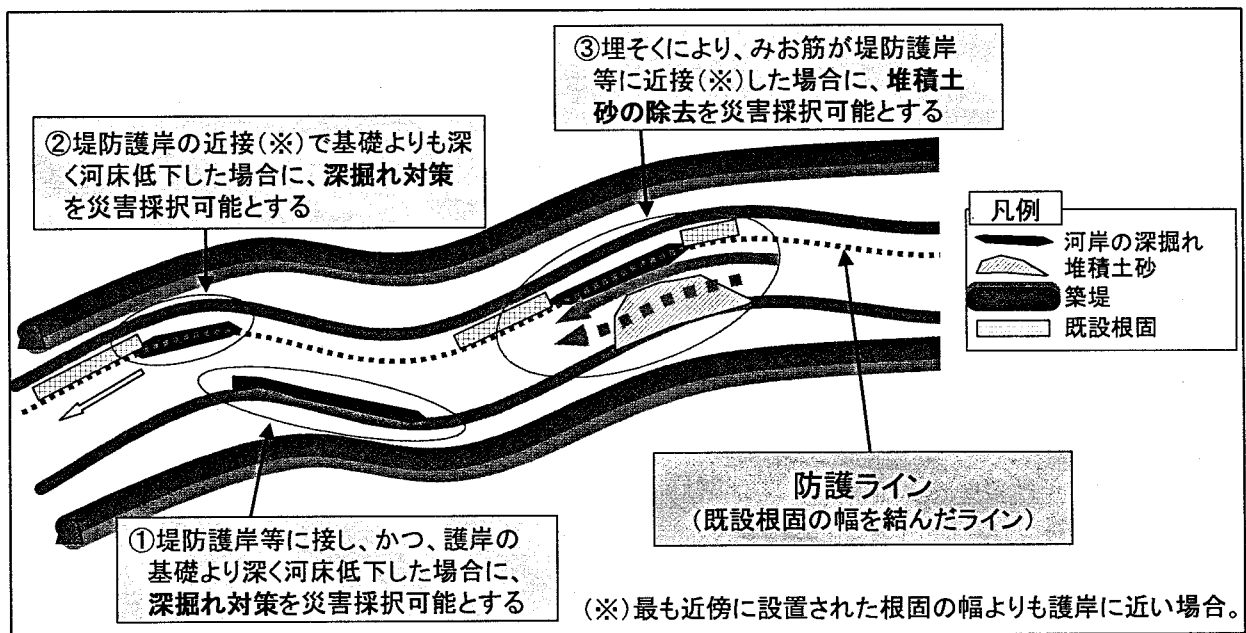
直轄管理河川の災害復旧事業において、堤防や護岸等の被災には至っていないが、次期出水で甚大な被害につながるおそれがある深掘れや土砂堆積箇所についてもその対策を実施可能とするもの。

3. 科目等

(項) 河川等災害復旧事業費

(目) 河川等災害復旧費

2 / 3 等



改良復旧事業の拡充（氾濫流対策の整備）

1. 目 的

改良復旧事業にあたり、通常の連続堤防の整備に加えて、土地利用状況等の地域の実情に応じた河川整備により、効果・効率的に治水安全度を向上させる。

2. 内 容

災害により甚大な被害が発生した際、①家屋移転等の土地利用の変化も踏まえ、連続堤に比べて輪中堤により防御した方が経済的に有利な場合、連続堤に代えて実施できるものとする。②水防拠点の整備が必要な場合であって、水防拠点を整備する方が河道掘削に伴う発生残土の運搬処理に比べ経済的に有利な場合に実施できるものとする。

3. 科目等

（項）河川等災害関連事業費

（目）河川等災害関連事業費補助

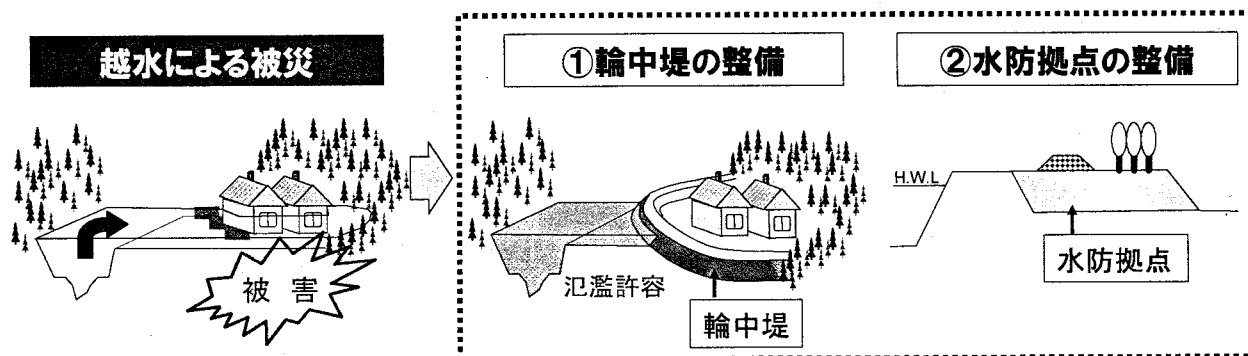
1 / 2 等

（項）河川等災害関連事業費

（目）河川等災害復旧助成事業費補助

1 / 2 等

■事業制度拡充のイメージ



災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目 的

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

2. 内 容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

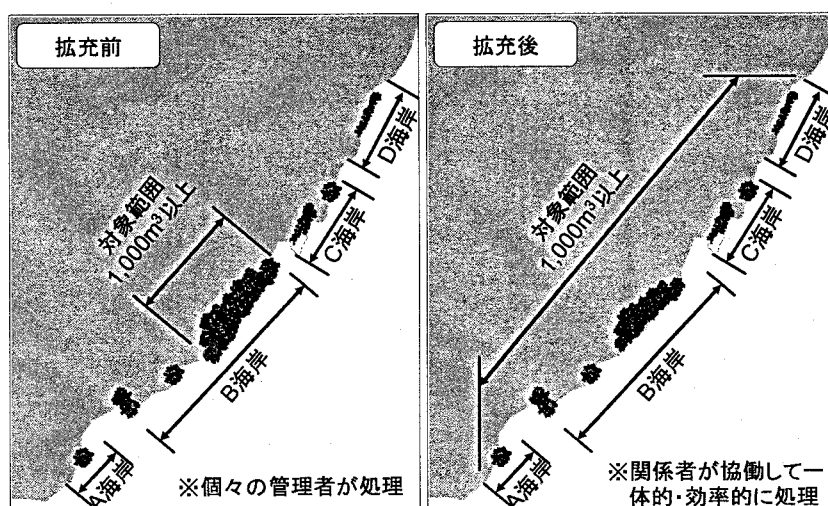
3. 科目等

(項) 河川等災害関連事業費

(目) 災害関連緊急砂防等事業費補助

(目細) 災害関連緊急砂防等事業費補助

(目細々) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費補助 1 / 2



海岸漂着ゴミや流木等の状況



NPO等による海岸清掃

(参考 2)

新規事業採択時評価結果の概要

きそがわすいけいれんらくどうすいり
箇所名：木曾川水系連絡導水路事業
(河川総合開発事業、水資源機構事業)

1. 事業の概要

- 1) 位置：(上流施設) 呑口：岐阜県揖斐郡揖斐川町、
吐口：岐阜県岐阜市、岐阜県加茂郡坂祝町
(下流施設) 呑口：岐阜県海津市、岐阜県海津市
2) 河川名：木曾川水系揖斐川、長良川、木曾川
3) 導水路延長：約 4.4 km
4) 総事業費：約 890 億円

2. 目的、必要性

- 1) 目的：
・木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムの渇水対策容量に確保した水を利用し、揖斐川から木曾川及び長良川に導水することにより、河川環境の改善を行う。
・徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大4.0m³/s導水することにより、木曾川で取水できるようにする。
- 2) 必要性：
・木曾川水系では、渇水が頻繁に発生しており、特に平成6年の渇水時には、木曾川や揖斐川の本川が干上がる等、河川環境に深刻な影響が発生した。このため、平成6年のような異常渇水時においても、川枯れ、瀬切れが発生しないよう、河川環境の保全のために必要な流量を確保する必要がある。
・近年は水資源開発施設の計画当時と比較して少雨の年が多く、水資源供給に係る安定性が低下している。そこで、徳山ダムにより、近年20ヶ年中第2位の渇水年においても都市用水を安定的に供給することとしており、このうち愛知県及び名古屋市に係る都市用水を揖斐川から木曾川に導水する必要がある。

3. 費用対効果分析の結果

治水経済調査マニュアル(案)に基づいて分析。

便 益 (B)	費 用 (C)	事業効果 (B/C)
1,472 億円	876 億円	1.7

便益(B)の内訳及び主な根拠

【内訳】異常渇水時における緊急水の補給に関する便益 1,472億円
【主な根拠】同等の貯水容量4千万m³を持つダム及び代替導水路に要する費用

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に判断の上、採択

渇水被害	災害発生時の影響		過去(近10年)の災害実績					事業の緊急度 (近3年)	災害の危険度		地域開発の状況
	渇水影響人口 (人)	生活・社会活動への影響 (取水制限日数)	被災頻度 (のべ回数)	渇水影響人口 (人)	取水制限率 (最大値%)	生活・社会活動への影響 (取水制限累計日数)	給水車出動	渇水発生	渇水に対する利水安全度 (10年間での想定発生回数)	高齢化率 (%)	地域開発計画
	3,838,138	35	14	37,841,713	50	563	無	4	6	14	—

5. 日程・手続き

平成20年度 新規建設事業着手

6. 関係者の意見

愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市から早期建設の強い要望がある。

箇所名：最上小国川ダム建設事業（河川総合開発事業）

1. 事業の概要

1) 位置：山形県最上郡最上町大字富沢

2) 河川名：最上川水系最上小国川

3) 諸元：

・型式：重力式コンクリートダム
・堤頂長：166.0m
・堤高：46.0m
・総貯水容量：2,600千 m^3

4) 総事業費：約70億円

2. 目的、必要性

1) 目的：

・洪水調節

2) 必要性：

・県内有数の温泉地である赤倉温泉街において、昭和49年には全壊1戸、半壊2戸、床上・床下浸水339戸、平成6年には床下浸水6戸、平成10年には床上・床下浸水18戸、平成18年には床上・床下浸水8戸の被害が発生しており、早急な治水対策が望まれている。

3. 費用対効果分析の結果

治水経済調査マニュアル（案）に基づいて分析

便 益 (B)	費 用 (C)	事業効果 (B/C)
105億円	65億円	1.6

便益 (B) の内訳及び主な根拠

【内訳】被害防止便益：105億円

【主な根拠】年平均浸水軽減戸数：5戸、年平均浸水軽減面積：9ha

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に判断の上、採択。

洪水被害	災害発生時の影響					過去(近10年)の災害実績						
	浸水戸数 (戸)	軒下浸水 戸数 (戸)	農地浸水 面積 (ha)	重要公共 施設数	災害弱者 関連施設	被災頻度 (回)	浸水戸数 (戸)	軒下浸水 戸数 (戸)	農地浸水 面積 (ha)	避難勧告	重要公共 施設	災害弱者 関連施設等
	118	28	139	県道、町道	無	9	26	0	7.5	1回	県道、町道	無

事業の緊急度(近3年)		災害の危険度				地域開発の状況		情報提供の状況
被害実績	水防活動	現況下流 能力の割合	治水安全度 (年)	災害危険 区域等の 指定	高齢化率 (%)	想定氾濫 区域内 宅地予定 面積(ha)	流域内 開発予定 面積(ha)	ハザードマップの 公表
有	有	0.35	5	有	30.1	—	—	H19年度予定

5. 日程・手続き

平成18年度
平成20年度

当該事業を含めた河川整備計画（変更）策定
新規建設事業着手

6. 関係者の意見

地元町長、議会並びに赤倉温泉の町内会・旅館組合を中心に、ダム事業推進に向けて積極的な建設要望がある。

箇所名：宮崎海岸（直轄海岸保全施設整備事業）

1. 事業の概要

- 1) 位 置：宮崎県宮崎市
- 2) 延 長：約6.9 km
- 3) 総事業費：約294億円

2. 目的、必要性

- 1) 目 的：
 - ・抜本的な侵食対策による国土の保全

2) 必要性：

- ・宮崎海岸（延長6.9 km）は約40年間で平均約40m（最大90m）の砂浜が侵食され、一ツ葉有料道路目前まで浜崖が迫るなど、越波被害や重要幹線道路の流失など、地域経済への影響は甚大となるおそれがある。侵食に影響する沿岸漂砂が及ぶ一連の海岸線全体で効果的な対策を講じるため、直轄海岸保全施設整備事業により、関係機関と連携して、総合土砂管理の考え方のもと保全対策を実施する必要がある。

3. 費用対効果分析の結果

海岸事業の費用便益分析指針に基づいて分析

便益（B）	費用（C）	事業効果（B/C）
2,164億円	225億円	9.6

便益（B）の内訳及び主な根拠

【内訳】侵食防護便益：441億円、浸水防護便益：1,723億円

【主な根拠】侵食防護面積：106ha、浸水防護面積：424ha、浸水防護戸数：507戸

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に判断の上、採択。

災害発生時の影響		過去の災害実績		災害発生の危険度			地域開発等の程度		地域の協力体制	事業の緊急度	災害時の情報提供体制	自然環境・文化財等		
当該地域に対する影響	広域的な影響	激甚災害の発生	過去10年間の災害実績	年間侵食速度（大）	汀線後退量（大）	災害の危険性の高い自然条件	沿岸漂砂・土砂供給源の現状	地域の振興計画への位置付け	侵食の進行が地域発展の制約	愛護・防災等の活動状況	過去3箇年の災害実績、避難勧告の有無	ハザードマップの整備・公表の有無	自然環境への効果	文化財等の地域遺産への影響
	空港、港等のアクセス道路（一ツ葉有料道路）		海岸保全施設（緩傾斜護岸）の損壊等				宮崎港、一ツ瀬川導流堤設置による沿岸漂砂の不均衡等	宮崎県の宮崎県観光・リゾート振興計画に位置づけ	侵食による一ツ葉有料道路の流失サーフィンの国際大会続行不能	清掃活動・7かみの保護活動	平成16年緩傾斜護岸被災、平成17年離岸堤被災	有	7かみ（県指定天然記念物）	

5. 日程・手続き

平成20年度 新規採択

6. 関係者の意見

宮崎県及び宮崎海岸侵食対策事業促進期成同盟会（会長：宮崎市長）より、直轄海岸保全施設整備事業の早期着手について強い要望がある。

事業評価の概要（参考）

1. 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

2. 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（１０年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（５又は１０年間）が経過している事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

3. 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成１５年度より本格実施。

4. 評価結果等の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seisaku/index.html> 参照）

なお、上記１．～３．に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。